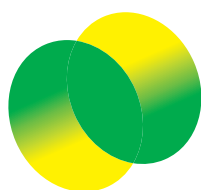


新しい学士への途

学位授与申請案内

平成28年度版(追補)

<高等学校等専攻科修了者用>



NIAD-QE

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

まえがき

この冊子は、大学改革支援・学位授与機構が行う学士の学位の授与について、平成28年4月1日からの関係法令の改正・施行に伴い、同名の冊子（平成28年度版）の追補として作成したものです。高等学校の専攻科，中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科を修了した方に向けて，基礎資格を有する者に該当する要件，単位修得の要件，申請に必要な書類などを解説していますので，平成28年度版と併せてご利用ください。

申請にあたっては、『学位授与申請書類』も必要になります。平成28年度版においては，4月期申請用と10月期申請用（平成28年7月発行予定）に分かれていますので，ご注意ください。不明な点がありましたら，当機構に電話でお問い合わせください。

（お問い合わせ先→裏表紙）

※記載中の「→『学士への途』p.○」は、『新しい学士への途 学位授与申請案内（平成28年度版）』の参照ページを示しています。また，「→『申請書類』p.○」は『学位授与申請書類（平成28年度4月期用）』の参照ページを示しています。

目 次

1. 高等学校等専攻科修了者の申請	1
1 大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度を利用できる方	1
2 単位修得の要件	2
2. 申請に必要な書類	5
1 申請に必要な書類等一覧表	5
2 高等学校等専攻科修了証明書の提出	6
3 申請書類チェックリストの作成	6
3. F A Q	7

【様式】

- 高等学校等専攻科修了証明書
- 申請書類チェックリスト（一定の要件を満たす高等学校等専攻科修了者）

1. 高等学校等専攻科修了者の申請

1 大学改革支援・学位授与機構の学位授与制度を利用できる方

《主な関係ページ》『学士への途』p.1》

以下の表(4)のとおり、高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科、または特別支援学校高等部の専攻科を修了した方も一定の要件を満たす場合、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」といいます。）の学位授与制度における「基礎資格を有する者」に該当し、当機構への学士の学位授与申請が可能になりました。

基礎資格を有する者

(1)	短期大学を卒業した者
(2)	高等専門学校*を卒業した者
(3)	大学の学生**として2年以上在学し62単位以上を修得した者***
(4)	<p>【平成28年4月1日より新設】 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）および特別支援学校の高等部の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学できるもの（以下「一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者」といいます。）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。</p> <p>イ 修業年限が2年以上で、かつ、該当する次の文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第63号） ・ 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成28年文部科学省告示第64号） <p>ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること</p>
(5)	<p>専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの（以下「専門学校を修了した者」といいます。）。この資格には、次の両要件を満たす者が該当します。</p> <p>イ 修業年限が2年以上で、かつ、課程修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（単位制及び通信制の学科においては、課程修了に必要な総単位数が62単位以上）の課程を修了した者であること</p> <p>ロ 学校教育法第90条に規定する（高等学校卒業等の）大学入学資格を有する者であること</p>
(6)	旧国立工業教員養成所を卒業した者
(7)	旧国立養護教諭養成所を卒業した者
(8)	外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者****

* 高等専門学校とは、卒業時「準学士」の称号が授与される、修業年限が5年（商船に関する学科は5年6か月）の教育機関です。

** ここでいう大学の学生には、科目等履修生および大学院生は含みません。

*** 本冊子における「大学」には、学校教育法第108条に定められた大学（＝短期大学）を含みません。

**** 当機構の定める要件に合致する学校教育の課程を修了していると認められるか確認します。確認に時間を要しますので、申請の前に当機構に問い合わせてください。

2 単位修得の要件 《主な関係ページ→『学士への途』p. 6・8～10》

前ページ表(4)のとおり、一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者（基礎資格を有する者）が、当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには、「基礎資格を有する者」に該当した後、科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により所定の学修を新たに積み上げる必要があります。『新しい学士への途 学位授与申請案内（平成28年度版）』の「第2章 単位の修得」も参照してください。

【単位の修得先】

「基礎資格を有する者」が、当機構の制度により学士の学位を取得しようとする場合に新たに修得する単位*には、次表の(1)～(3)の単位が該当します。これらのいずれかに該当する単位であれば、組み合わせて修得することも、異なる複数の大学等で修得することもできます。

(1)	大学の単位**	ア 科目等履修生***として修得した単位
		イ 大学の学生として修得した単位
		ウ 大学院の学生として修得した単位
(2)	短期大学、高等専門学校専攻科のうち当機構が認定した専攻科（認定専攻科といいます。）の単位****（科目等履修生として修得した単位を含む）	
(3)	大学専攻科の単位	

* 本冊子における「単位」は、わが国の法令に基づくものです。

** 大学通信教育（放送大学を含みます。）の単位も該当します。ただし、大学の別科で修得した単位は該当しません。

*** 科目等履修生の制度は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）および大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定められています。各大学の科目等履修生の受入れについては、直接当該大学に照会してください。なお、機構では『科目等履修生制度の開設大学一覧』をインターネット上で公開しています。
(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/kamokutou/index.html)

**** 現在は認定されている専攻科であっても、認定される以前に修得した単位は該当しません。当機構では認定された専攻科の学生募集の概要、認定年月日等を記載した『機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧』をインターネット上で公開しています。
(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/index.html)

一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者（基礎資格を有する者）が、当機構の学位授与制度により学士の学位を取得するために学修すべき年限、修得すべき単位数等については、次の3～4ページを参照してください。

ここでは、一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者（基礎資格を有する者の区分：第1区分）がどのように単位を修得すればよいかを説明しています。
 ※ 基礎資格を有する者の区分（→『学士への途』p. 8）

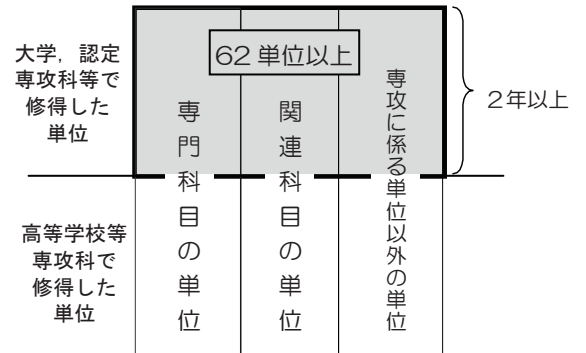
《一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者の単位修得の要件》

一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了してから満2年が経過しており*、次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得すると、当機構に学位授与の申請を行うことができます。

(1) 申請に必要な単位数と学修年限

一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した後に、2年以上にわたって授業科目を履修し、62単位以上を修得します。

この要件を満たすための単位は、【単位の修得先】（→p. 2）に示した、大学の単位、認定専攻科の単位、大学専攻科の単位でなければなりません。修了した高等学校等専攻科での修得単位数にかかわらず、大学の単位、認定専攻科の単位等を2年以上にわたって授業科目を履修し、62単位以上修得することが必要です。



(2) 専攻に係る単位の修得

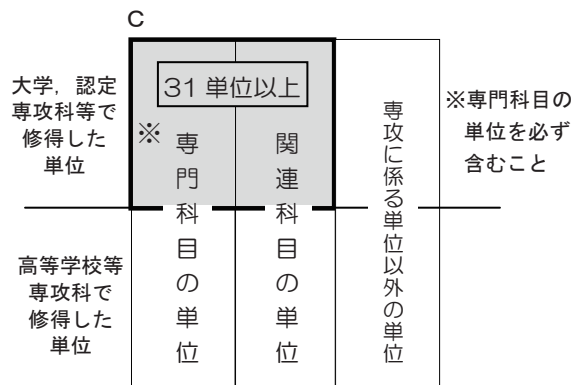
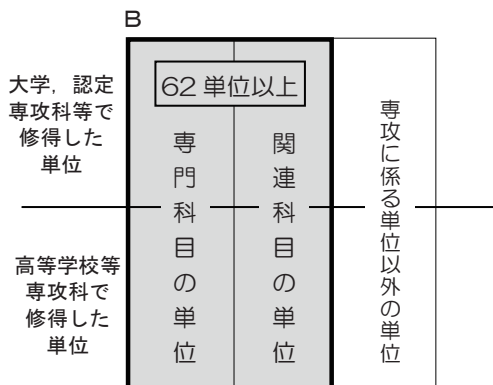
「専攻に係る単位」（専門科目の単位＋関連科目の単位）は、高等学校等専攻科ですでに修得した専攻に係る単位とあわせて、

A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし（→『学士への途』p. 43～110）、かつ、

B 合計62単位以上となるように修得します。

ただし、

C うち31単位以上は、高等学校等専攻科を修了した後に、専門科目の単位を含めて、【単位の修得先】（→p. 2）に示した単位を修得しなければなりません。



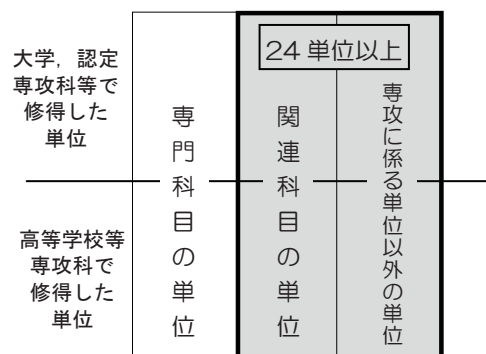
A 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」については、『学士への途』（p. 15, p. 43～110）を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」（関連科目の単位＋専攻に係る単位以外の単位）を、高等学校等専攻科ですでに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、

合計24単位以上

となるように修得します。



(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、外国語の単位を必ず含まなければなりません。

ここでいう外国語の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」、「独語・独文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国語（この例ではそれぞれ英語、ドイツ語）以外の外国語の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお、この外国語の単位は、高等学校等専攻科ですでに修得した単位、あるいは「基礎資格を有する者」に該当した後に修得した大学の単位、認定専攻科の単位等のいずれでもかまいません。

(5) 複数回にわたる学位取得（平成29年度4月期申請より）

すでにこの制度により学士の学位を取得した者が、他の専攻の区分において新たに学位授与の申請をする際には、この制度による直近の学位取得時より後に、大学、認定専攻科または大学専攻科において、新たに申請する専攻の区分における専攻に係る単位（専門科目の単位＋関連科目の単位）を専門科目の単位を含めて16単位以上修得しなければなりません。

- * 当機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科のうち一部の専攻科の在学者については、在学中に修了見込みでの申請ができます。詳しくは、『学士への途』「④ 申請」の「8 短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込みの者の申請」（→p. 35）を参照してください。

2. 申請に必要な書類

1 申請に必要な書類等一覧表 <主な関係ページ→『申請書類』 p. 8・14>

申請書類等		基礎資格を有する者の区分
①～⑨はいずれの申請者も提出してください。 ⑩～⑪については、該当する場合のみ提出してください。		第1区分
		一定の要件を満たす 高等学校等専攻科を修了した者
①	学位授与申請書	● または ○
②	学位審査手数料受付証明書 ※ ①の学位授与申請書にしっかりと貼付してください。	○
③	「基礎資格を有する者」に該当することの証明書を有する 高等学校等専攻科修了証明書 ※ 当機構指定の様式。当機構のウェブサイトからも様式をダウンロードできます。	★
	大学入学資格を証明する書類 (高等学校の卒業証明書等)	◎
④	単位修得状況等申告書 (総括表, 内訳表1, 内訳表2, 内訳表3) ※ 当機構のウェブサイトからも様式をダウンロードできます。	○
	※ 電子申請の場合はインターネットを介して送信されます。 (平成28年度においては、10月期申請のみになります。)	—
⑤	単位修得証明書(成績証明書) ※ 不明な点は当機構にお問い合わせください。	◎ (修得した機関ごとに各1部)
⑥	学修成果(レポートまたは作品等)	◎ (5部)
⑦	学修成果の要旨または説明書 ※説明書は当機構のウェブサイトから様式をダウンロードできます。	◎ (5部)
⑧	住民票 ※ 申請前3か月以内に発行されたもので本籍地と公印があるもの ※ <u>マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの</u>	◎
⑨	受験票・写真票・到着お知らせはがき	○
⑩	大学の学生として現に在学していないことの証明書 (退学証明書, 卒業証明書等)	◎ (大学の学部学生として大学に入学(編入学)をした者のみ) →『学士への途』 p. 32
⑪	短期大学・高等専門学校の専攻科修了見込証明書	◎ (短期大学・高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、「専攻科修了見込みでの申請」を行う者のみ) →『学士への途』 p. 35

- ※ 「◎」は申請者自身が準備するもの
「★」は本冊子の巻末に所定の用紙がつづり込まれているもの
「○」は『学位授与申請書類』に所定の用紙がつづり込まれているもの
「●」は電子申請システム(平成28年度10月期申請より運用開始)からダウンロードし、保存したPDFファイルを印刷するもの

2 高等学校等専攻科修了証明書の提出

「基礎資格を有する者」のうち「一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者」（→ p. 1 中の表(4)）に該当する場合は、この書類と「大学入学資格を証明する書類（高等学校の卒業証明書，高等学校卒業程度認定試験の合格証明書等）」を提出してください。

（コピー不可）

※ 「高等学校等専攻科修了証明書」は機構指定の様式（→本冊子の巻末）での提出が必要です。同様の様式は、機構のウェブサイトからもダウンロードできます。

【ダウンロードの方法】

ア 機構のホームページにアクセスする。

イ 「学位授与事業」をクリックする。

ウ 「学位授与事業に関するトピックス」をクリックする。

エ ウでクリックした後の画面をスクロールして、高等学校等専攻科修了証明書の様式をダウンロードする。

この様式のファイルは、一太郎・Word・PDFの3種類があります。

3 申請書類チェックリストの作成 ‹‹主な関係ページ→『申請書類』巻頭››

- (1) 申請に必要な提出物は、「基礎資格を有する者」の違いによって異なります。一定の要件を満たす高等学校等専攻科の修了を基礎資格とする者は、巻末のチェックリストGを用いて提出物の漏れがないようにしてください。

	基礎資格を有する者
G	一定の要件を満たす高等学校等専攻科修了者

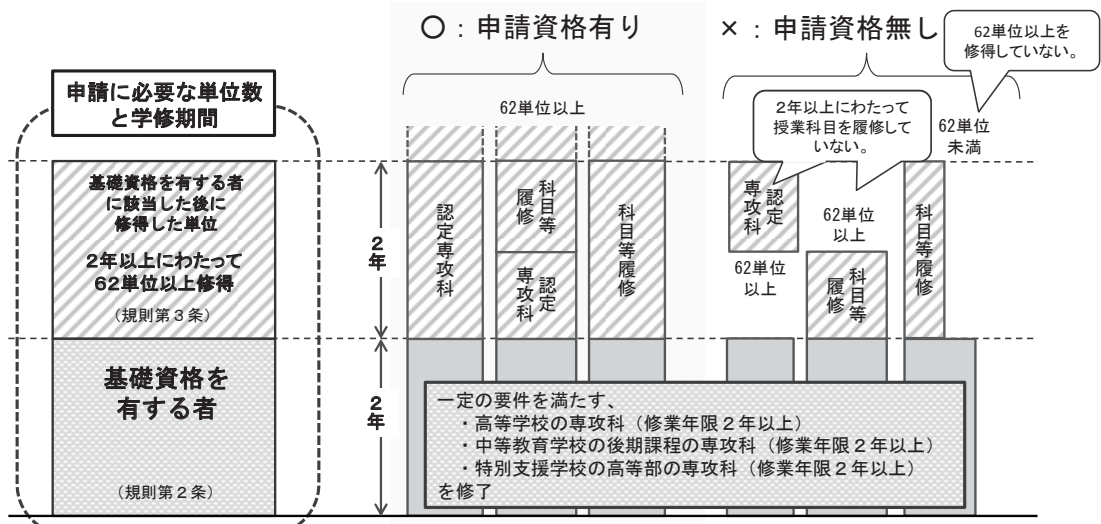
- (2) 使用したチェックリストは、右下の署名欄に氏名を記入の上、申請書類を入れた封筒に同封し、当機構に郵送してください。

3. FAQ

- Q 1. 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者として、「基礎資格を有する者」に該当するか教えてください。
- A 1. 修了した専攻科を設置する高等学校等に確認してください。当機構への申請の際には、当機構で定める様式「高等学校等専攻科修了証明書」の提出が必要になります。この証明書が発行されれば、「基礎資格を有する者」に該当することになります。この証明書には有効期限がありませんので、事前に修了した専攻科を設置する高等学校に発行を依頼し、確認することをお勧めします。
- Q 2. 修了した専攻科を設置する高等学校が閉校・統合している場合や学校名を変更している場合は、証明書等はどうしたらよいですか？
- A 2. 修了した専攻科を設置する高等学校が閉校・統合している場合は、証明書の発行事務を引き継いだ組織に問い合わせてください。学校名が変わっている場合は、証明書に名称を変更したことと変更年月日を記載するよう学校に依頼してください。
- Q 3. 修了した専攻科を設置する高等学校から、文部科学大臣の定める基準（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）を満たしているか判断できないため、機構所定の「高等学校等専攻科修了証明書」の発行はできないと言われました。どうしたらよいですか。
- A 3. 高等学校等専攻科修了証明書がなければ、「基礎資格を有する者」に該当するのか確認できないため、当機構に申請することはできません。ご了承ください。
- Q 4. 修了した専攻科を設置する高等学校から文書保存期限を過ぎたため関係書類を廃棄しており、単位修得証明書（成績証明書）の発行ができないと言われました。どうしたらよいですか。
- A 4. 単位修得証明書（成績証明書）がなければ、審査できないため、当機構に申請することはできません。ご了承ください。
- Q 5. 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した者に該当し、その後大学で 1 年半、科目等履修生として学修して 62 単位を修得しましたが、申請できますか？
- A 5. 一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した後に、2 年以上にわたって授業科目を履修し、62 単位以上修得することが申請の要件です。お尋ねの場合は、大学の科目等履修生としての授業科目の履修期間が 1 年半しかないため、当機構に申請することはできません。さらに半年以上にわたって授業科目の履修を行えば申請が可能になります。

申請者の学修パターンの例

一定の要件を満たす高等学校等専攻科修了者の場合



規則：学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）

いずれの学修パターンにおいても、一定の要件を満たす高等学校等専攻科を修了した後、「2年以上にわたって授業科目を履修し、62単位以上を修得すること」が必要。

高等学校等専攻科修了証明書

(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構)

氏名	生年 月日	昭和・平成 年 月 日
----	----------	-------------

上記の者は、下記の課程を修了したことを証明します。

記

	学校	科			
学校・ 学科名	※以下の該当する□欄のいずれかに \blacktriangleright 印を記入してください。 上記の課程は上記の者が修了した当時、学校教育法第 58 条の 2 に規定 (又は、規定を準用)する、				
	<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科			
	<input type="checkbox"/>	中等教育学校の後期課程の専攻科			
	<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科			
	であり、次の文部科学大臣が定める基準を満たしている課程である。				
	<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 63 号)			
<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 64 号)				
専攻科 設置 年月日	昭和・平成 年 月 日 設置				
入学・修了 年月日	昭和・平成 年 月 日 入学	修業 年限	<input type="checkbox"/>	全日制	年
	昭和・平成 年 月 日 修了		<input type="checkbox"/>	定時制	
			<input type="checkbox"/>	通信制	

平成 年 月 日

学校所在地

学校名

学校長名

印

<参考>

○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要（全日制の場合）

【修業年限】 2年以上

（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第100条の2第1号）

【修了要件】 62単位以上

（平成28年文部科学省告示第63号）

※ 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- ③ 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、上の①、②に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

【教員組織】 専攻科の全日制の課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第1に定める数以上とすること。

教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該専任の教員の数は3人を下ることができないこと。

（平成28年文部科学省告示第63号）

【施設】 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附属施設を備えなければならないこと。

専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと。

（平成28年文部科学省告示第63号）

【第1区分】

基礎資格を有する者の区分:一定の要件を満たす高等学校等専攻科修了者

申請書類チェックリスト

「電子申請」か「郵送申請」か提出形態に合わせ、チェックを行ってください。
 (電子申請については、平成28年度10月期からの運用開始となります。)

申請書類等	チェック欄		申請に必要な書類等	※ (事務欄)
	電子	郵送		
①学位授与申請書			電子申請用または郵送申請用の学位授与申請書がある (※電子申請の場合は保存したPDFファイルから印刷)	
			(郵送申請の場合) 4月期申請の場合は、「4月期申請用」を、 10月期申請の場合は、「10月期申請用」を使用している	
			大学の学部学生として現に在学していない (※放送大学の全科履修生は学部学生に該当します。)	
			氏名を自筆・楷書で丁寧に記入している	
②学位審査手数料 受付証明書			受付局日附印が押印されている	
			①の学位授与申請書に糊付けしている	
③「基礎資格を有する者」に該当することの証明書			機構指定の「高等学校等専攻科修了証明書」がある	
			高校の卒業証明書等、大学入学資格を証明する書類がある (高校卒業証書のコピーは不可。証明書が必要になります。)	
④単位修得状況等 申告書(総括表、 内訳表1~3)			(郵送申請の場合) 単位修得状況等申告書(総括表、内訳表1~3)がある また、内訳表1~3については、それぞれ枚数がすべて揃っている ※電子申請の場合はインターネットを介して送信されますので、郵送は不要です。	
			(郵送申請の場合) 「専攻に係る授業科目の区分」が「新しい学士への途」のp.43~110にある「専攻に係る授業科目の区分」の名称もしくは「学位授与申請書類」のp.24(7)①にある省略例に沿っている	
⑤単位修得証明書 (成績証明書)			申告する単位を修得した機関すべての単位修得証明書(学校印あり)がある	
⑥学修成果(レポート または作品等)			「新しい学士への途」の「⑤「学修成果」の作成」に沿って作成している	
			提出部数が5部(専攻の区分「音楽」「美術」の場合は、提出形態により5枚、5本、5セット)ある	
⑦学修成果の要旨 または説明書			要旨または説明書が5部(専攻の区分「美術」で学修成果を「作品」とする場合は、作品ごとに5部)ある	
⑧住民票			申請前3か月以内に発行され、本籍・公印(市区町村印)がある	
			社会保障・税番号制度に基づくマイナンバー(個人番号)が記載されていない	
⑨受験票・写真票・ 到着お知らせはがき			申請する期のものを使用している	
			受験票及び写真票の太枠内に必要事項を記入している	
			写真は受験票・写真票ともに同一のものを使用し、「専攻の区分」「氏名」を裏書きした上で糊付けしている	
			到着お知らせはがきに返信先を記入している	
⑩大学の学生として 現に在学していない ことの証明書	該当者のみ	該当者のみ	【大学の学生として大学に入学(編入学)をした者のみ】 大学の卒業(退学)証明書または在学期間証明書がある もしくは、単位修得証明書に入学・卒業(または退学)年月日が記載されている	
⑪短期大学または高等 専門学校の専攻科 修了見込証明書	該当者のみ	該当者のみ	【専攻科修了見込みでの申請を行う者のみ】 短期大学または高等専門学校の専攻科修了見込証明書がある	

署名 _____

■このチェックリストは、申請書類と一緒に封筒に入れてください。■

新しい学士への途

学位授与申請案内

平成 28 年度版（追補）

< 高等学校等専攻科修了者用 >

平成 28 年 4 月 発行

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

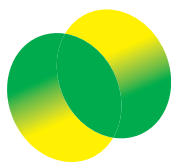
管理部学位審査課

東京都小平市学園西町 1-29-1

〔お問い合わせ先〕

☎042-307-1550

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00 (土・日曜, 祝日, 年末年始を除く。)



NIAD-QE

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

管理部学位審査課

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

<http://www.niad.ac.jp/>